

## 個人番号（マイナンバー）の利用が始まっています。

【法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定】

マイナンバーとは行政を効率化し国民の利便性を高め公平公正な社会を実現する社会基盤です。住民票を有する全ての方に1人1つの番号をお知らせして、行政の効率化、国民の利便性を高める制度です。

◇個人番号が必要な手続きでは、『個人番号の確認』が新たに加わります。

### 【申請窓口に本人が来庁した場合】

（窓口に来た方の①個人番号、②本人確認を次の関係書類等で確認）

#### ① 個人番号の確認



通知カード  
または  
個人番号付きの住民票

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。  
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

#### ②本人確認



運転免許証  
障害者手帳  
パスポート等

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが  
必要です。  
例) 公的医療保険の被保険者証（国保、後期高齢、協会けんぽ等）、  
年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

◇『個人番号カード』があれば、これ一枚で『①個人番号の確認』と『②本人確認』ができます。



- ・『個人番号カード』を取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。
- ・『個人番号カード』の申請は、交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を添付の上、同封の返信用封筒で郵送申請してください。 問 市民課 ☎90-4834

### 【申請窓口で代理人が来庁した場合】

（窓口に来た方の①代理人の確認、②代理人の本人確認、③申請者の個人番号を次の関係書類等で確認）

#### ① 代理人の確認

- 【法定代理人の場合】
- ・親権者：戸籍謄本
  - ・成年後見人：登記事項証明書
- 【任意代理人の場合】
- ・委任状

※申請者本人の健康保険証等

#### ②代理人の本人確認



運転免許証等

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが  
必要です。  
例) 公的医療保険の被保険者証（国保、後期高齢、協会けんぽ等）、  
年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

#### ③申請者の個人番号の確認



『個人番号カード』又は通知カード、  
又は個人番号付きの住民票

## 個人番号（マイナンバー）を用いる手続き【障害福祉課分】

	手続き	提出者	提出先	個人番号の 確認が <b>必用</b>	内容等
障害者手帳	身体障害者手帳	申請者	市町村経由で 都道府県	申請者（※）	※身体障害のある <b>15歳未満の児童</b> については、保護者が変わって申請する事になっており、この場合は、 <b>児童の個人番号</b> を記入する。
	精神障害者保健福祉手帳	申請者	市町村経由で 都道府県	申請者	
	療育手帳	申請者	市町村経由で 都道府県	申請者（※）	※申請等を保護者が行う場合は、代理人の問題は発生しない。（申請者として扱う）
自立支援医療	自立支援医療（更生医療）	障害者	市町村	障害者（※）	※受給者と <b>同一保険の加入者</b> についても個人番号の確認が必要。
	自立支援医療（育成医療）	障害児保護者	市町村	保護者及び障害児（※）	※受給者と <b>同一保険の加入者</b> についても個人番号の確認が必要。
	自立支援医療（精神通院医療）	障害者又は障害児保護者	市町村経由で 都道府県	障害者又は保護者及び障害児	※受給者と <b>同一保険の加入者</b> についても個人番号の確認が必要。 ※ <b>受給者が18歳未満の場合は、受給者に加え保護者</b> の個人番号の確認が必要。
特別障害者手当等	特別障害者手当	申請者（受給者）	市町村	申請者（受給者）等	※手当申請には、 <b>対象者本人</b> に加え、 <b>配偶者、扶養義務者</b> それぞれの個人番号の確認が必要。
	障害児福祉手当	申請者（受給者）	市町村	申請者（受給者）等	※手当申請には、 <b>対象者本人</b> に加え、 <b>保護者、扶養義務者</b> それぞれの個人番号の確認が必要。
	福祉手当	申請者（受給者）	市町村	申請者（受給者）等	※手当申請には、 <b>対象者本人</b> に加え、 <b>配偶者、扶養義務者</b> それぞれの個人番号の確認が必要。
	特別児童扶養手当	申請者（受給者）	市町村	申請者（受給者）等	※手当申請には、 <b>対象者本人</b> に加え、 <b>配偶者、扶養義務者、手当の対象となる障害児</b> それぞれの個人番号の確認が必要。
補装具	補装具費	申請者	市町村	障害者又は保護者及び障害児	※ <b>受給者が18歳未満の場合は、受給者に加え保護者</b> の個人番号の確認が必要。
障害福祉サービス	障害福祉サービス（介護給付費等）	障害者又は障害児保護者	市町村	障害者又は保護者及び障害児	
障害児通所サービス	障害児通所サービス	障害児保護者	市町村	保護者及び障害児	